

熱海市規則第25号

熱海市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成30年11月 6日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

熱海市屋外広告物条例施行規則（平成21年熱海市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「条例第17条第1項に規定する堅ろうな広告物等の管理者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）第24条第1項第1号又は第4号に掲げる者
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の一級建築士又は同条第3項の二級建築士の資格を有する者であつて、静岡県屋外広告物条例第24条第1項第2号又は第3号に掲げる者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の広告物及び掲出物件の点検に係る知識を有するものとして市長が別に定める者

第23条中「（昭和49年静岡県条例第16号）」を削る。

別表第1及び別表第2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第3号中

対象物件	広告物の種類					
	広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所					
	設置年月日		年 月 日			
	現在受けている許可の年月日及びその番号		年月日	年 月 日	番号	第 号
点検項目等			補修を要する 不良な箇所	補修の概要		
				補修年月日	補修の内容	
	(1) 取付（支持）部分の変形・腐食		有 無	年 月 日		
	(2) 主要部材の変形・腐食		有 無	年 月 日		
	(3) ボルト、ビス等のさびの状況		有 無	年 月 日		
	(4) 表示面の汚染・退色・はく離		有 無	年 月 日		
	(5) 表示面の破損		有 無	年 月 日		
	(6) その他特に点検した箇所		有 無	年 月 日		
点検した日時		年 月 日 午前 午後				

を

対象物件	広告物の種類				
	広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所				
	設置年月日	年 月 日			
	現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年 月 日	番号	第 号
点検箇所	点検項目	補修を要する不良な箇所		補修の概要	
				補修年月日	補修の内容
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	年 月 日	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有	無	年 月 日	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	年 月 日	
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有	無	年 月 日	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有	無	年 月 日	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	年 月 日	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	年 月 日	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有	無	年 月 日	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有	無	年 月 日	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	年 月 日	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	年 月 日	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	年 月 日	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	年 月 日	
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	年 月 日	
その他	1 付属部材の腐食、破損	有	無	年 月 日	
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	年 月 日	
	3 その他点検した事項 ()	有	無	年 月 日	
点検した日時		年 月 日 午前・午後			

に改め、

点検実施者	住 所				
	氏 名				
	資 格 等	1 屋外広告業者（登録番号 静岡県知事登録屋外広告業第 号） 2 屋外広告士 3 屋外広告物講習会修了者 4 その他			

を

点検実施者	住 所	
	氏 名	
	資格等	1 屋外広告士 2 広告美術科の職業訓練指導員の免許所持者、広告美術仕上げ技能士又は広告美術科の職業訓練修了者 3 一級又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 4 屋外広告物点検技能講習修了者 5 その他（ ）

(注) 対象物件が堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件である場合は、点検実施者の資格等を証する書面又はその写しを添付すること。

に改める。

様式第7号中「第16条第1項」を「第18条第1項」に改める。

様式第8号中「第16条第2項」を「第18条第2項」に改める。

様式第9号中「第16条第3項」を「第18条第3項」に改める。

様式第10号中「第16条第4項」を「第18条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は平成31年7月1日から、第11条第3項の改正規定及び同項に各号を加える改正規定並びに第23条の改正規定並びに様式第3号の改正規定（

点検実施者	住 所	
	氏 名	
	資格等	1 屋外広告業者（登録番号 静岡県知事登録屋外広告業第 号） 2 屋外広告士 3 屋外広告物講習会修了者 4 その他

を

点検実施者	住 所	
	氏 名	
	資格等	1 屋外広告士 2 広告美術科の職業訓練指導員の免許所持者、広告美術仕上げ技能士又は広告美術科の職業訓練修了者 3 一級又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 4 屋外広告物点検技能講習修了者 5 その他（ ）

(注) 対象物件が堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件である場合は、点検実施者の資格等を証する書面又はその写しを添付すること。

に改める部分（以下「平成32年度改正部分」という。）に限る。）は平成32年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（様式第3号の改正規定（平成32年度改正部分を除く。以下この項において同じ。）に限る。）による改正後の熱海市屋外広告物条例施行規則様式第3号の規定は、様式第3号の改正規定の施行の日以後に行う広告物及び掲出物件の点検に係る屋外広告物点検報告書に適用し、同日前に行った広告物及び掲出物件の点検に係る屋外広告物点検報告書については、なお従前の例による。
- 3 この規則（様式第3号の改正規定（平成32年度改正部分を除く。）を除く。以下この項において同じ。）による改正後の熱海市屋外広告物条例施行規則第11条及び様式第3号の規定は、この規則の改正規定の施行の日以後に行う広告物及び掲出物件の点検に係る屋外広告物点検報告書に適用し、同日前に行った広告物及び掲出物件の点検に係る屋外広告物点検報告書については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際様式第3号の改正規定（平成32年度改正部分を除く。）による改正後の熱海市屋外広告物条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。